

令和2年度 川崎市高等学校奨学生【学年資金】募集要項

1 目的

高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）及び専修学校の高等課程を含む。）に在学する生徒で、能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な方に奨学金を支給します。

2 申請基準

- (1) 令和2年4月15日時点において、川崎市内に住所を有する高校生であること。
- (2) 学業成績について、平成31年度（令和元年度）の全履修科目の評定結果の平均値が、5段階評価で3.5以上であり、在学する高等学校長からの推薦が受けられること。
※平均値は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までの値とする。
- (3) 平成31年（令和元年）1年間における世帯の総所得が、基準額以内であること。

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
総所得	約239万円	約293万円	約337万円	約388万円	約427万円	約471万円
(総収入)	約366万円	約434万円	約489万円	約553万円	約602万円	約657万円

- ア 世帯の年齢構成などにより基準額に相違があります。上記の表は目安としてください。
- イ 「総所得」は、給与所得の方は給与所得控除後の金額が、事業所得の方は総収入から必要経費を差し引いた後の金額が、基本となります。
- ウ 具体的には、市民税の「非課税証明書」や「課税額証明書」の「合計所得金額」であり、世帯に収入のある方が複数いる場合は、それぞれの所得を合算した額となります。

—川崎市高等学校奨学金【学年資金】申請基準（抜粋）—

基準額は、平成30年4月1日を基準日として、生活保護法による保護の基準の規定に従い、次の算式により算出した額とする。「第1類基準額+第2類基準額（冬季加算及び期末一時扶助を含む。）+教育扶助+住宅扶助+生業扶助（高等学校等就学費のうち基本額、学級費等及び学習支援費）」

3 奨学金【学年資金】の概要

(1) 支給額

	国公立			私立		
		(月額)	(加給年額)		(月額)	(加給年額)
第1学年	36,000円	3,000円		60,000円	5,000円	
第2学年	61,000円	3,000円	25,000円	85,000円	5,000円	25,000円
第3学年	46,000円	3,000円	10,000円	70,000円	5,000円	10,000円

※定時制高等学校の第4学年は、それぞれの区分の第1学年との同額を支給します。

※高等専門学校については、第3学年までが対象となります。

- (2) 支給期間 1年間（令和2年4月から令和3年3月まで）
- (3) 支給時期 4月分から9月分を8月に、10月分から翌年3月分を2月に支給します（加給年

額は2月に支給)。※2月分の受給については、推薦のあった高等学校に令和3年1月1日時点で在学していることを要します。

(4) 支給方法 本人又は保護者名義の金融機関口座へ振込みます。

(5) その他 川崎市高等学校奨学金は、他の奨学金との併給を制限しておりません。

4 学校への提出書類

(1) 奨学金資金支給申請書・推薦書【学年資金用】(申請書は学校から取り寄せてください。)

(2) 生活保護世帯の場合は、被保護証明書(世帯全員が記載され、3か月以内に発行されたもの。写しも可)

(3) 児童養護施設や里親に委託されている場合は、在籍証明書や児童委託証明書(写しも可)

(4) (2)～(3)以外の方は、令和2年度市民税・県民税(個人)の課税額証明書、非課税証明書、所得証明書又は免除証明書等、合計所得金額の記載のある各種証明書(写しも可)

※「確定申告書の控え」、「源泉徴収票」、「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」、「市町村民税・県民税税額決定・納税通知書」は、受け付けることができませんので、御注意ください。

ア 各種証明書は、市税事務所、区役所(支所)市税証明書発行コーナー、出張所及び行政サービスコーナーで発行するものです。確定申告ができていない等、合計所得金額が確認できない証明書は、再度提出を求める場合があります。合計所得金額の記載があるかどうかは、市税事務所窓口にて確認することができます。

イ 世帯人員の中で、18歳以上の全員の証明書が必要です(高校生、大学生等を除く。)

ウ 無職の方や、扶養に入られている方でも、証明書が必要です(合計所得金額は「***」等で表示されているものでも構いません。)。ただし、配偶者控除を受けられていて、その状況が証明書に記載されている場合は、控除されている配偶者の分の所得証明書は不要です。

※「配偶者特別控除」は、上記に該当しませんので、配偶者分の所得証明書が必要です。

(5) その他

ア 提出いただいた書類は、原則として返却いたしません。

イ 提出いただいた書類に記載された内容については、川崎市高等学校奨学金事務にのみ使用し、プライバシーには十分配慮して取り扱います。

5 受付期間・提出先

(1) 在学している高等学校経由で申請していただきます。各高等学校の指定する期間内に、上記書類を学校に提出してください。なお、各高等学校から川崎市教育委員会への提出期間は、令和2年6月15日(月)から6月22日(月)までとなっております。

(2) 受付期間経過後に、世帯の生計を主として維持する者等が亡くなった場合、震災、風水害、火災その他これらに類する災害を被った場合は、令和3年2月末まで書類を受け付けます。

6 調査結果の通知

教育委員会が定めた採用基準に達しているかどうか、提出された書類により教育委員会で調査を行い、結果については、令和2年7月下旬に申請者の自宅へ郵送いたします。

7 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル3階
川崎市教育委員会事務局総務部学事課 電話 044-200-3267

川崎市高等学校奨学金は、返還の必要のない給付型の奨学金です。